

2022年3月22日

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス
代表取締役 稲角 秀幸 様

一般社団法人 北海道自然保護協会
会長 在田 一則
003-0026 札幌市白石区本通1丁目南 2-38
電話:001-876-8546

(仮称)留萌北部(沿岸)広域風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

貴社が計画されている(仮称)宗谷管内風力発電事業の計画段階環境配慮書に対し、下記に順不同ですが、当協会の意見を申し上げます。ご検討をよろしくお願いいたします

1. 環境影響評価制度についての考え方

環境影響評価とは、例えば風力発電事業などの開発事業の内容を決めるにあたって、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般市民や地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて公害や自然破壊を防ぐなど環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げようという制度である。このような環境影響評価制度の精神からは、一般市民や地方公共団体が意見を述べるために環境影響評価図書を容易に正確に読み理解できるような時間と閲覧の仕組みが保証されなければならない。本配慮書では1ヶ月間という閲覧期間はほぼ充分と考える。しかし、縦覧の方法や意見書の提出方法は上記の環境影響評価制度の精神からは極めて不十分で、今後改善すべきである。

2. 縦覧方法について

環境影響評価図書の縦覧場所となっている関係市町村などの行政機関は土日・祝日は休みであり、また平日は勤務時間しか閲覧できない。したがって多くの住民にとっては実質閲覧不可能な状態である。土日・祝日・夜間に開館している公共施設を縦覧場所として増やすべきである。また縦覧時に、複写や貸出しができないため、338ページもある図書を縦覧しながら意見書を作成することは現実的でなく、極めて困難である。さらに、電子縦覧の場合は保存や印刷ができず、これも現実的ではない。なお、印刷不可の理由として著作権所有をあげているが、上記の環境影響評価制度の精神からは、意図的な権利の濫用と言わざるを得ず、一般市民からは要らざる不信感を抱かれることになる。

3. 意見書の提出方法

意見書の提出については、意見書様式にしたがい、縦覧場所に備付けの意見書箱に投函か、問い合わせ先へ郵送とのことであるが、不十分ながら電子縦覧が可能なわけであるので、電子メールによる提出も行えるようにすべきである。政府あげての電子化時代に時代錯誤も甚だしい。

4. 本計画段階環境影響評価の冒頭について

評価書冒頭に、事業の目的として「温室効果ガスの排出量削減と再生可能エネルギーによる電力供給事業を促進する」と「地元経済への貢献」することを述べているが、まずは本書（計画段階環境配慮書）の目的、すなわち該当事業が自然環境や生活環境へ及ぼす悪影響を回避あるいは低減することを目的として調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般市民や地方公共団体などから意見を聴くという環境配慮書本来の目的を明記すべきである。

5. 騒音、低周波音および超低周波音による影響

事業実施想定区域より 2km 以内には、学校 8 施設、医療機関 10 施設、福祉施設等 12 施設、住居 4,864 戸がある。しかし、その内の 6 割ほどは、0.5～1km の間にあり、これらに対する風車による低周波音などによる健康への影響が考えられる。道内の研究機関によると、2018 年石狩湾新港周辺 4 事業による累積的影響評価を行った結果、2km 以上離れた石狩市・札幌市（北区・西区・手稲区）・小樽市においても多くの住民に圧迫感・振動感を感じさせ、睡眠障害の疾患も生じ得るといった結果が予測されている。

これらのことから、最新の知見などの情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を行うべきである。また、仮に風力発電機が稼働するようなことがあるならば、1 年間に 4 回以上のヒアリングほかの調査をすべての住民に必ず行うと同時に、健康調査を行い、風力発電機の悪影響が考えられる場合は、発電事業を中止すべきである。

6. 地形

該当地域は、海岸に沿って細長く約 70km ほど伸びる丘陵の西斜面である。地質は若い脆弱な砂岩や泥岩であり、侵食されやすい。侵食された砂泥のより海岸近くの海産物への影響が考えられるので、その対策を充分に行うべきである。

7. 鳥類

北日本は日本とロシアの間を渡る渡り鳥の主要かつ国際的に重要な渡り経路となっている。ここは多くの鳥類が渡ることが予測されるため、猛禽類のみならず水禽類や小鳥類などが風車により受ける影響は大きいと予測される。影響の評価にあたっては、レーダーを含む調査を行い、その影響を適切に評価すべきです。

該当地域は、猛禽類のノスリ、オジロワシ、オオワシの日本海側の渡りのルートとなっているほか、オジロワシ、オオワシの越冬地が確認されている。猛禽類の渡りルートや越冬地となっている地域には風力発電施設を作るべきではない。そのほか、ペンケ沼や天塩川河口周辺はガンカモ類の集結地となっている。また、最近営巣地が全道に拡大しつつあるタンチョウも確認されている。

8. 今後の進め方

- ・風力発電事業はあちこちで地域住民との軋轢が起こっている。したがって、今後この計画を進めるにあたっては地域住民に対し十分な説明を行い、住民参加による合意形成をじっくり計って進めるべきである。
- ・環境影響評価による影響の予測が正しいものであったかを検証するため、実際に風力発電施設を建設した場合には事後調査を実施することをその内容も含めて今後の環境影響評価図書で明記し、この事後調査により予測以上の影響があると判断された時には事業を停止し、事業者の負担により完全に元の環境を復元することも明記する必要がある。